令和8年3月16日

一宮市水道事業等職員被服等貸与規程の一部を改正する規程をここに公布する。

一宮市水道事業等管理者
多　和　田　雅　也

一宮市上下水道部管理規程第2号

一宮市水道事業等職員被服等貸与規程の一部を改正する規程

一宮市水道事業等職員被服等貸与規程（昭和47年一宮市水道部管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

現行	改正後
（貸与の基準） 第2条　被服等を貸与される職員の範囲並びに貸与される被服等（以下「貸与品」という。）の種類、数量及び貸与期間は、別表第1に定めるところによる。ただし、新規採用職員等に対して貸与する場合及び業務の状況又は貸与品の消耗の程度により貸与の必要性が認められない場合については、同表の定めによらないことができる。	（貸与の基準） 第2条　被服等を貸与される職員の範囲並びに貸与される被服等（以下「貸与品」という。）の種類、数量及び貸与期間は、別表に定めるところによる。ただし、新規採用職員等に対して貸与する場合及び業務の状況又は貸与品の消耗の程度により貸与の必要性が認められない場合については、同表の定めによらないことができる。
（所属長の責務） 第4条　所属長は、被服等貸与簿（別表第2）を備え、貸与品の貸与又は返納の状況を記録し、常にその受払を明らかにしなければならない。	（所属長の責務） 第4条　所属長は、被服等貸与簿を備え、貸与品の貸与又は返納の状況を記録し、常にその受払を明らかにしなければならない。
（亡失し、又はき損した場合の貸与品の取扱い） 第6条　職員が貸与品を亡失し、又は著しくき損した場合は、これに代わるものを貸与する。この場合において、当該職員は、貸与品亡失等届（別記様式）をあらかじめ水道事業等管理者に提出しなければならない。	（亡失し、又はき損した場合の貸与品の取扱い） 第6条　職員が貸与品を亡失し、又は著しくき損した場合は、これに代わるものを貸与する。この場合において、当該職員は、貸与品亡失等届をあらかじめ水道事業等管理者に提出しなければならない。
第9条　略	第9条　略
	（帳票） 第10条　この規程の施行に関し必要な帳票の名称は、次のとおりとし、その様式は、水道事業等管理者が別に定める。

別表第1(第2条関係) 【別記　参照】 備考　開襟シャツについては、業務の状況により、長そでと半そでの変更を認める。 別表第2(第4条関係) 表略 別記様式(第6条関係) 略	(1)　被服等貸与簿 (2)　貸与品亡失等届 別表(第2条関係) 【別記　参照】

備考　改正箇所は、下線が引かれた部分である。

【別記】

現行

職員の区分	品名	数量	貸与期間(年)
給排水工事の設計又は現場監督業務に従事する職員	作業上衣	1	2
	作業用ズボン	1	1
	開襟シャツ(長そで)	1	2
	開襟シャツ(半そで)	1	2
	防寒衣又は防寒ズボン	1	2
	雨合羽	1	5
	帽子	1	1
	ヘルメット	1	破損状況による。
	安全靴、安全短靴、半長靴又は安全長靴	1	2
給排水現場工事に従事する職員	作業上衣	1	1
	作業用ズボン	3	1
	開襟シャツ(長そで)	1	1
	開襟シャツ(半そで)	2	1
	防寒衣又は防寒ズボン	1	2
	雨合羽	1	3
	帽子	1	2
	ヘルメット	1	破損状況による。
	安全長靴	1	2
	安全靴又は安全短靴	1	2
滞納整理事務に従事する職員	作業上衣	1	3

	作業用ズボン	1	3
	開襟シャツ(長そで)	1	3
	開襟シャツ(半そで)	1	2
	防寒衣又は防寒ズボン	1	5
	運動靴	1	5
	半長靴	1	5
佐千原浄水場、浄化センター及びポンプ場に勤務する職員	作業上衣	1	1
	作業用ズボン	2	1
	開襟シャツ(長そで)	1	2
	開襟シャツ(半そで)	1	2
	防寒衣又は防寒ズボン	1	2
	雨合羽	1	5
	帽子	1	1
	ヘルメット	1	破損状況による。
	運動靴	1	1
	半長靴又は安全長靴	1	3
	安全靴又は安全短靴	1	3

改正案

職員の区分	品名	数量	貸与期間(年)
給排水工事の設計又は現場監督業務に従事する職員	作業上衣	1	1
	作業用ズボン	1	1
	開襟シャツ	1	1
	防寒衣又は防寒ズボン	1	2
	雨合羽	1	5
	帽子	1	1
	ヘルメット	1	破損状況による。
	安全靴、安全短靴、半長靴又は安全長靴	1	2
給排水現場工事に従事する職員	作業上衣	1	1
	作業用ズボン	3	1
	開襟シャツ	3	1
	防寒衣又は防寒ズボン	1	2
	雨合羽	1	3
	帽子	1	2
	ヘルメット	1	破損状況による。

	安全長靴	1	2
	安全靴又は安全短靴	1	2
滞納整理事務に従事する職員	作業上衣	1	3
	作業用ズボン	1	3
	開襟シャツ	1	3
	防寒衣又は防寒ズボン	1	5
	運動靴	1	5
	半長靴	1	5
佐千原浄水場、浄化センター及びポンプ場に勤務する職員	作業上衣	1	1
	作業用ズボン	2	1
	開襟シャツ	1	1
	防寒衣又は防寒ズボン	1	2
	雨合羽	1	5
	帽子	1	1
	ヘルメット	1	破損状況による。
	運動靴	1	1
	半長靴又は安全長靴	1	3
	安全靴又は安全短靴	1	3

付　則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。